

■改正消費税講習会■

横越町商工会・新潟県商工会連合会の主催により、横越町内商工業者を対象として改正消費税講習会を開催します。

今まで消費税を申告されていた方、これから課税事業者となる方、どなたでも受講できます。受講は無料です。

▶日 時 11月10日(水) 午後1時30分

▶会 場 横越町商工会館 2階

▶定 員 50名になり次第締め切ります。今回受講できない方は、次回(来年1月開催予定)に受講して下さい。

▶申込・問い合わせ 11月8日(月)までに、横越町商工会へお申し込みください。 ☎385-2773

▶消費税の主な改正点

①今まで課税売上が3,000万円以下の方は、納稅義務を免除されていましたが、1,000万円以下に引き下げられました。

②簡易課税制度を選択できる課税売上が、2億円以下から5,000万円以下に引き下げられました。

③今年4月1日から、消費者等に対する価格の表示が総額表示とすることが義務付けられました。

■新潟県最低賃金 時間額642円■

新潟県最低賃金は、従来の時間額641円から1円引き上げ、今年9月30日から642円に改正されました。

なお、賃金が時間額以外(日額、月額、その他)で定められている場合は、日額、月額等を時間額に換算して比較することになります。新潟県最低賃金は、県内で事業を営むすべての使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む)に適用されます。

この機会に、最低賃金額を確認しましょう。

▶相談・問い合わせ 新潟労働局賃金室 ☎234-5924

■11月は建設雇用改善推進月間■

建設業をより魅力ある産業として発展させるため、「夢築く 建設の職場 雇用改善」をスローガンに、建設業で働く人たちの雇用の安定・労働福祉の向上・労働災害の防止等の啓発活動を展開しています。建設事業主などの関係者の皆さん、建設業における労働環境の改善にご協力ください。

また、建設業の雇用改善を支援する助成金制度もありますので、ご活用ください。

▶問い合わせ 新潟公共職業安定所 ☎244-0131

■北海道・東北7県伝統芸能デジタルフォトコンテスト作品募集■

▶テーマ 北海道及び新潟を含む東北7県において保存伝承されている伝統芸能をとらえた作品

▶規 格 JPEG形式で480×360px程度を標準として、100KB程度のデジタル写真。平成15年1月以降に本人により撮影されたもので、1人5点以内。

▶応募期限 11月30日必着

▶応募・問い合わせ 新潟県の伝統芸能の写真を応募する場合 新潟県文化振興課 フォトコンテスト係 ☎280-5139 t0301203@mail.pref.niigata.jp

■用途地域の変更及び地区計画の都市計画決定について■

横越南地区の用途地域は、第一種中高層住居専用地域及び準住居地域から近隣商業地域に変更となりました。これは、横越町都市計画マスター・プランに基づき、商業利便の増進と町のにぎわい空間の創設による都市的魅力の向上を図るために、大型商業店舗の立地を誘導することを目的としています。

また、横越東地区(いぶき野ニュータウン)、横越南地区(大型商業店舗の誘導)、横越センター北地区(民間開発による業務地の造成)、横越センター東地区(横雲ニュータウン)の4地区に地区計画を定めました。これは、各地区的特性を生かしたまちづくりを行い、市街地環境の形成や維持・保全に努めて魅力あるまちづくりを進めていくためです。

これらは、今年10月15日に都市計画決定されました。

なお、用途地域の変更及び地区計画により、各地区的建築等に制限がかかりますので、建築等をご予定の場合は、建設企業課土木建設係までお問い合わせください。

▶問い合わせ 建設企業課 土木建設係 ☎385-2111

■道路交通法の一部改正■

平成16年6月に成立した「道路交通法の一部を改正する法律」の一部が、平成16年11月1日から施行されます。これにより、自動車等の運転中における携帯電話使用の罰則規定の見直しがなされ、手に持って、通話やメールの送受信などをした場合、罰則の対象となります(5万円以下の罰金)。

自動車等の運転中は、携帯電話の電源を切ったり、ドライブモードに設定したりするなど呼出音が鳴らないようにして、安全運転につとめましょう。

▶関連ホームページ 警察庁「改正道交法Q & A」
http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku20/KaiseiQ_A.htm

■標準営業約款制度 Sマーク■

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)擁護のための制度です。厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した、「理容店」「美容店」「クリーニング店」では、店頭にSマークを掲げています。登録店は、技術・衛生・安全を約束する信頼できるお店です。

▶問い合わせ 勤新潟県生活衛生営業指導センター ☎283-5900



■3B健康体操を体験してみませんか■

3B体操とは、用具を運動の助けとして使用しながら、音楽に合わせて仲間と一緒に楽しく行う健康体操です。参加費無料。

▶日 時 11月12日(金) 午前10時~11時30分
午後1時30分~3時

11月13日(土) 午前10時~11時30分

▶会 場 横越町労働者体育センター(二本木3)

▶対象者 成人女性(お子さんも一緒に)

▶服 姿 体操のできる服装、運動靴、バスタオル持参

▶問い合わせ (社)日本3B体操協会 ☎276-5134(飯籠)

■自衛隊生徒採用案内■

▶受験資格 中学卒(見込)~17歳未満の男子

▶受付期間 11月1日(月)~来年1月11日(火)

▶試験日 来年1月15日 新潟市

▶手当等 期末・勤勉手当年2回(6月・12月) 年間4.4か月分
給料(1か月分)は152,300円~

詳しくは、自衛隊新潟募集案内所へお問い合わせください。

☎246-1881 新潟市東大通1丁目5-30

■家鼠一斉駆除のお知らせ■

町では、家鼠(家ねずみ)による被害防止と伝染病防止を図るため、ねずみの全町一斉駆除を実施します。殺鼠剤は、希望する家庭に後日、自治会を通じて配布します。

▶実施日時 11月27日(土)・28日(日)

▶注意事項

- ・殺鼠剤は猛毒ですので、子どもやペットが誤飲しないよう、手の届かない場所へ保管するなど注意して下さい。
- ・殺鼠剤を食べたねずみの死骸については、注意して処理して下さい。
- ・殺鼠剤以外のエサがあると効果が半減しますので、ねずみのエサになるようなものを片付けて下さい。

▶問い合わせ 町民生活課 環境衛生係



■10月は「賃金不払残業解消キャンペーン月間」です■

労使がともに協力し合い、過重労働を防ぎ、「賃金不払残業」をなくしましょう。

「都道府県労働局全国一斉無料相談ダイヤル」開設

労働時間管理の適正化と賃金不払残業解消に係るご相談に応じます。

▶日 時 11月23日(火) 勤労感謝の日

午前9時~午後5時

▶相談電話 ☎0120-897-933

▶問い合わせ 新潟労働局 監督課 ☎234-5922

■女性のための健康相談会■

思春期から更年期の女性を対象に、個別相談会を開催しますので、お気軽にご利用ください。

▶日 時 12月10日(金) 午後1時30分~4時30分

▶会 場 新津健康福祉環境事務所 2階 健康相談室

▶相談内容 婦人科疾患に関する相談、女性の心身の健康に関する全般的な相談、不妊に関する相談

▶担当医師 川上紀久子医師(亀田第一病院産婦人科)

▶申込・問い合わせ 相談会前日の午後5時までに予約してください。先着6名まで受け付けます。新津健康福祉環境事務所 ☎0250-22-5174

■入札結果■

(工事費250万円以上、消費税を除く。単位:万円)

工事名	施工場所	工事費	完了予定期	工事業者名
町道段差等補修工事	全町	370	16.12.7	クラウン建設株
町道130号線排水路改修工事	中央5丁目	1,020	17.1.16	藤田建設株
川根町4丁目地内排水路底打工事	川根町4丁目	265	16.12.17	日経土木工事株

■全国一斉「女性の人権ホットライン」■

法務省では、「女性の人権ホットライン」を全国に設置し、職員や人権擁護委員が電話相談を受け付けています。11月21日(日)を全国一斉「女性の人権ホットライン」相談日と定め、ホットラインの数と対応する女性の人権擁護委員の数を大幅に増やし、女性の人権相談に応じます。

▶問い合わせ 新潟地方法務局 ☎229-0211